環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案 新旧対照条文目次

\bigcirc	\bigcirc	\bigcirc
東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号)(附則第九条関係)・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	食料・農業・農村基本法(平成十一年法律第百六号)(附則第八条関係) ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第七条関係)

地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)(附則第七条関係) 環境と調和のとれた食料システムの確立のための環境負荷低減事業活動の促進等に関する法律案 新旧対照条文

0

		に関する法律	活動の促進等	のための環境	ステムの確立	とれた食料シ	環境と調和の	(略)	法律	律における用語	備考 この表の下	別表第一 第一号	
実施計画に係るものに限る。) 「世界のでは、これのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	りて共力なこう回くカマーレと置きる最也地以外のものにする行為又は同一の事業のには、そのこれを表える。	こ共するため四ヘクタールを超える農地を農ることとされている事務(同一の事業の目的	を含む。)の規定により指定市町村が処理すり、第二十二多第四項において選用する場合	第二十一条第六項(第二	掲げるもの	が処理することとされている事務のうち、	この法律の規定により都道府県又は指定市	(略)	事	語の意義及び字句の意味によるものとする。	この表の下欄の用語の意義及び字句の意味は、上	第一号法定受託事務(第二条関係)	改正案
() () () () () () () () () () () () () (ちという。	える農地を農の事業の目的	定市町村が処理すりて当月する場合	部分に限		ち、次に	定市町村 (新設)	(略)	法律	する。 律における用語	上欄に掲げる法 備考 この表の下欄	別表第一 第一号法	
							(新設)	(略)	事	用語の意義及び字句の意味によるものとする。	- 欄の用語の意義及び字句の意味は、	5法定受託事務(第二条関係)	現
										の意味による	び字句の意味	一条関係)	行

二 第二十一条第十二項(同条第十六項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定により都道府県する場合を含む。)の規定により都道府県では場合を含む。)の規定により都道府県では、第二十一条第十二項(同条第十六項(第二十二条第四項において準用する場合を含む。)の規定によりで

る事務 施計画に係るものに限る。 る行為に係る特定環境負荷低減事業活動実 第三条第一項本文に規定する権利を取得す の農地と併せて採草放牧地について農地法 ため四へクタールを超える農地若しくはそ にする行為又は同 又は指定市町村が処理することとされてい する場合を含む。 ヘクタールを超える農地を農地以外のもの 一十二条第四項において準用する場合を含 第二十一条第十三項)及び第二十二条第四項において準用 (回 一の事業の目的に供するため四 一の事業の目的に供する の規定により都道府県 (同条第十六項

兀

第三十九条第五項及び第六項

(これらの

定市町村が処理することとされている事務

ールを超える農地を農地以外のものにする

同

0

事業の目的に供するため四

「へ ク タ 規定を第四十条第四項において準用する場

合を含む。

の規定により都道府県又は指

$\overline{}$
傍
線
部部
分
は
¬L.
ピケ
改正
正
正部
正
正部

第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二十年法律業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律で付に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)、有機農業の推進	1 11 11 -	別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品等の流通の合理化売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸でん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百九号)、農業の安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖及び		2 (略) 第四十条 (略) 《権限》 正 案	<u>-</u>
第三十八号)、米穀の新用途への利用の促進に関する法律(平成二業者との連携による事業活動の促進に関する法律(平成二十年法律で付に関する法律(平成十八年法律第百十二号)、中小企業者と農林漁交付に関する法律(平成十八年法律第八十八号)、有機農業の推進	六号)、農業の担い手に対するな循環資源の再生利用等の促進に開給及び価格の安定に関する法律の適正化に関する法律(平成三年の適正化に関する法律(平成三年	別措置法(昭和六十三年法律第九十八号)、食品等の流通の合理化売市場法(昭和四十六年法律第三十五号)、肉用子牛生産安定等特振興地域の整備に関する法律(昭和四十四年法律第五十八号)、卸でん粉の価格調整に関する法律(昭和四十年法律第百八十三号)、砂糖及びの安定に関する法律(昭和三十六年法律第百八十三号)、砂糖及び	置す和病 見に	2 (略) 第四十条 (略) 有 行	

<u>号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する。</u>	境負荷低減事業活動の促進等に関する法律(令和四年法律第	第十四号)及び環境と調和のとれた食料システムの確立のための環	十一年法律第二十五号)、都市農業振興基本法(平成二十七年法律
------------------------------------	-----------------------------	--------------------------------	--------------------------------

律第十四号)の規定によりその権限に属させられた事項を処理する 十一年法律第二十五号)及び都市農業振興基本法(平成二十七年法

 \bigcirc 東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成二十三年法律第四十号) (附則第九条関係)

は「六年」とする。	
十五年」と、「三年(特定地域資金にあつては、五年)」とあるの	
の規定の適用については、同条中「、「十二年」とあるのは、「「	
震災の後政令で定める日までに貸付けを受けるものについての同条	
大震災により著しい被害を受けた者で政令で定めるものが東日本大	
平成十一年法律第百十号)第六条に規定する資金であって、東日本	
第百二十条 持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律 (第百二十条 削除
(持続性の高い農業生産方式の導入の促進に関する法律の特例)	
現行	改正案
(傍線部分は改正部分)	